

令和2年度医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査について (概要版)

厚生労働省 医政局 総務課 医療国際展開推進室

令和2年度実態調査の概要

調査の目的

- 本調査は、医療機関の外国人患者受入能力向上のための基礎資料を得ることを目的として、医療機関の外国人に対する医療提供体制の現状を把握するために実施。
- 本調査では、調査A、調査Bの2つの調査を実施。
 - 調査A: 医療機関における外国人受入体制の把握（医療通訳および医療コーディネーターの配置状況、診療費請求方法 等）
 - 調査B: 医療機関における外国人患者の受入実績の把握（患者数、未収金発生件数 等）

調査対象と調査手法

対象: 全国全ての病院と京都府・沖縄県の診療所(歯科診療所を含む)を対象とした任意アンケート調査

手法: 都道府県から管下の医療機関へ調査の協力依頼がなされ、医療機関が厚生労働省のウェブサイトより調査票をダウンロードし、回答の上、調査票を電子的に調査業者に送付した。(未回答の医療機関に対しては2021年1月に追加の協力依頼を実施)

主な調査事項¹⁾

調査票A(受入体制)

- 医療機関向けマニュアルの認知状況
- 厚生労働省による外国人患者の受入れ事業の認知状況
- 外国人患者に対応する体制整備状況
- 医療コーディネーターの配置状況
- 多言語化(医療通訳・電話通訳・ビデオ通訳・自動翻訳デバイス等)の整備状況
- 院内表示の状況
- 訪日外国人旅行者に対する診療価格
- 医療通訳の費用

調査票B(受入実績)

- 外国人患者数
- 未収金発生件数
- 未収金となった各事例の状況

調査期間・回収率

調査票の種類(A, B)と送付対象	調査期間	対象医療機関数 ²⁾	回収数	回収率
病院A	令和2年 9月1日 ~ 令和2年 10月20日	8,277	4,800	58.0%(67.8)
病院B	令和2年 10月1日 ~ 令和2年 12月16日	8,277	4,097	49.5%(57.4)
診療所A	令和2年 9月1日 ~ 令和2年 10月20日	5,018	963	19.2%(15.1)
診療所B	令和2年 10月1日 ~ 令和2年 12月16日	5,018	727	14.5%(13.3)

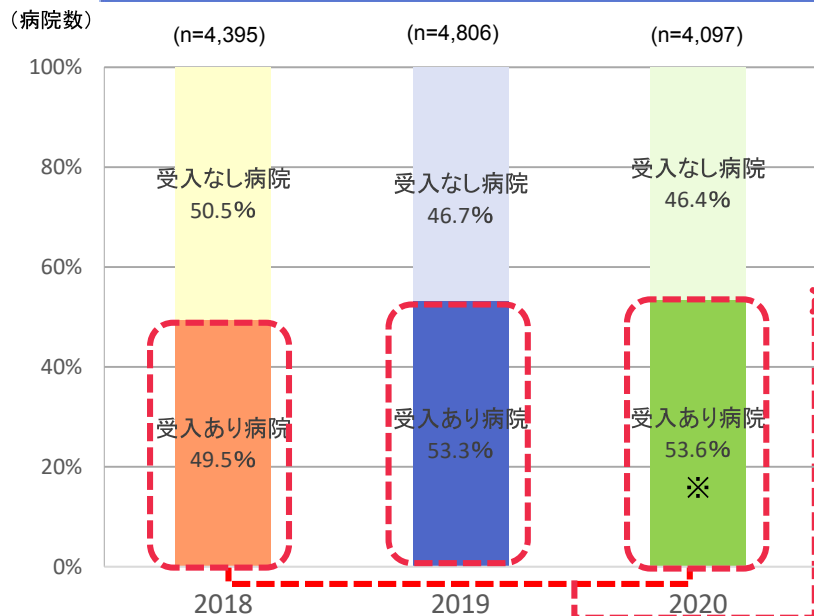
1) 調査票はhttps://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202918_00014.html に掲載しています

2) 病院A, 病院B – 2020年10月1日時点(医療施設調査)の病院数

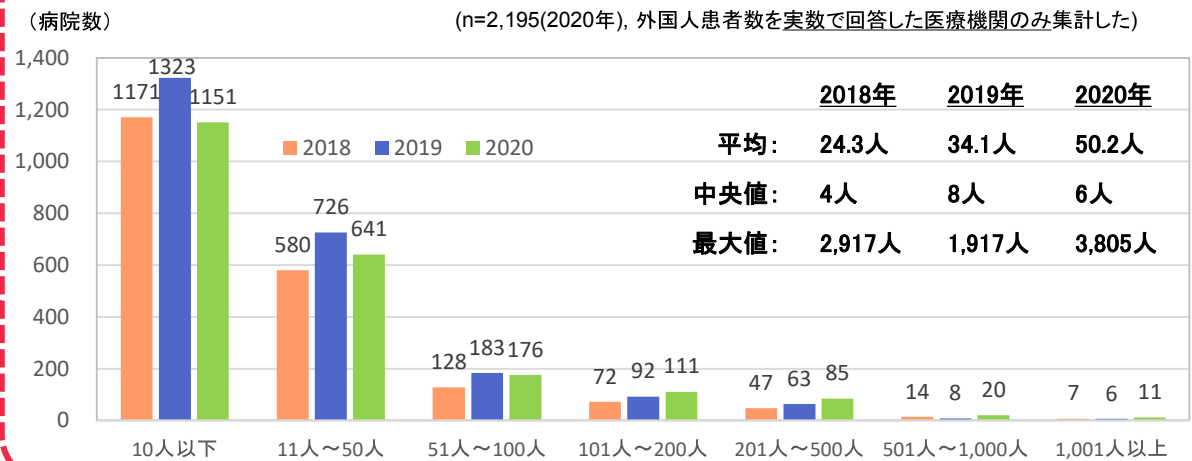
(1)外国人患者の受入れ実績

- 都道府県を通じて、全ての病院に調査を依頼したところ、4,097病院(5割¹⁾)より回答を得た。
- **2020年10月1日～31日**の外国人患者数を前向きに調査²⁾したところ、回答病院中、約5割で外国人患者^{3,4)}の受入れがあり、**過去2回と同様の水準**であった。
- 都道府県の選出する「外国人患者を受入れる**拠点的な医療機関**」(以下、**拠点的な医療機関**)では、**より多く、8割以上で外国人患者の受入れ**があった。
- 病院ごとの外国人患者数の中央値は、**過去3回で、4人→8人→6人**であった。

外国人患者の受入れ実績 (経年比較)

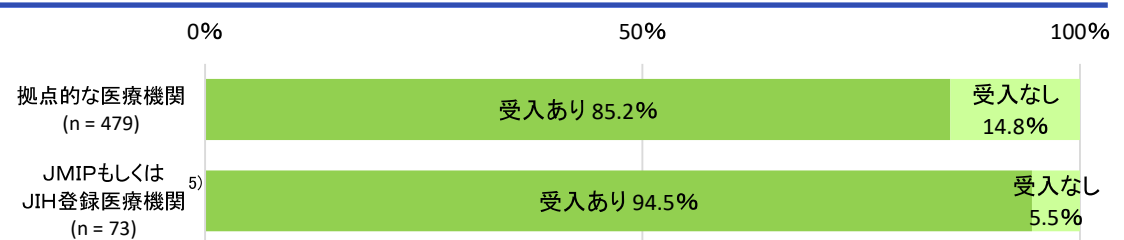


病院ごとの外国人患者数(経年比較)



	2018年	2019年	2020年
平均:	24.3人	34.1人	50.2人
中央値:	4人	8人	6人
最大値:	2,917人	1,917人	3,805人

病院の種別による受入れ実績(2020年10月実績)

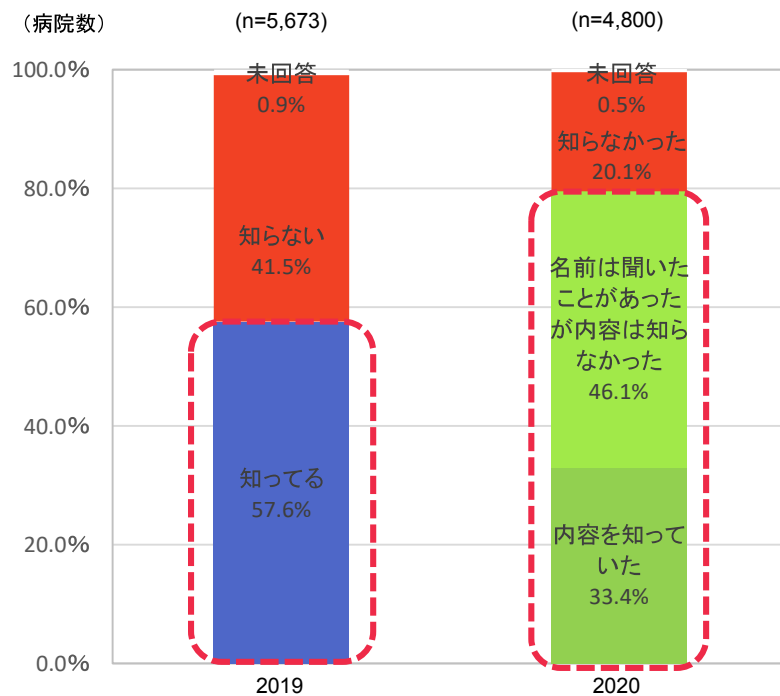


データ出典: 厚生労働省「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」(令和3年3月)
 1: 2020年9月24日時点(医療施設調査)の病院数の8,277で除した。
 2: 2020年9月に調査票を配布し「10月1日～31日の外国人患者数を計測する」ように依頼した
 3: 在留外国人・訪日外国人旅行者・医療目的に渡航する外国人患者の総数 4: 外来と入院の合計値
 5: ①一財)日本医療教育財団 外国人患者受入医療機関認証制度(JMIP) ②一社Medical Excellence JAPAN(MEJ) ジャパンインターナショナルホスピタルズ(JIH)のいずれかに登録されている医療機関
 ※在留のみの受入2015病院、訪日のみ(医療渡航を含む)の受入98病院、訪日及び在留を受入82病院

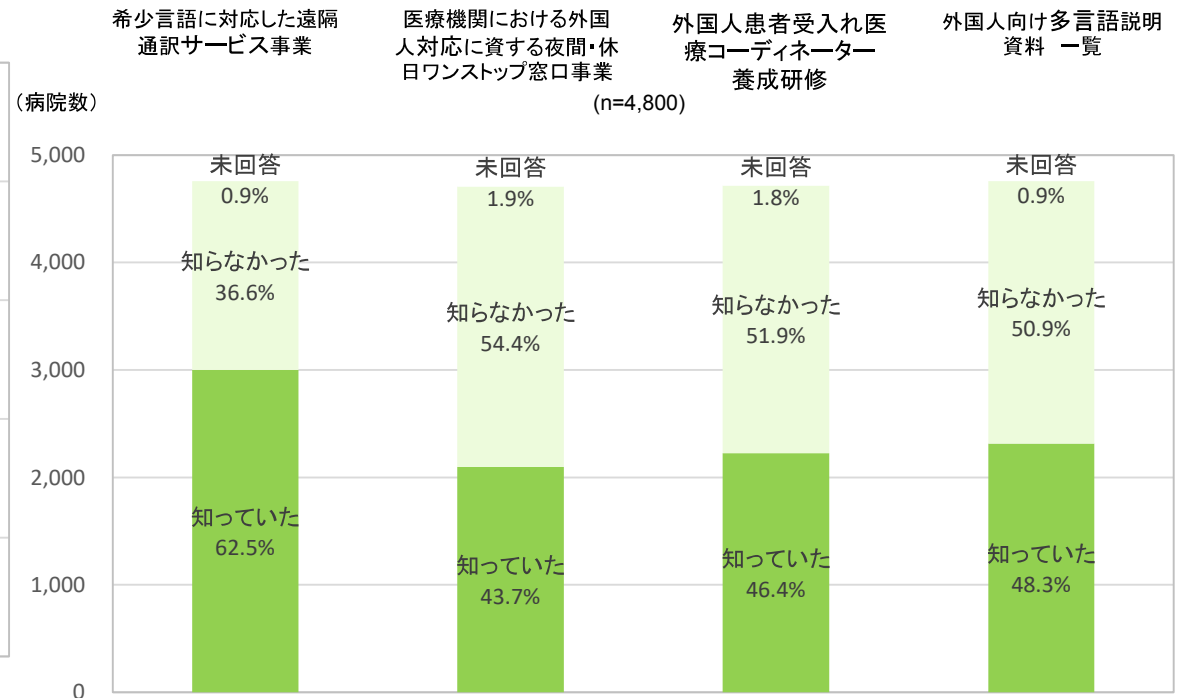
(2) 医療機関向けマニュアル等の認知度調査

- 国による外国人患者受入れのための支援策等の認知度を調査した。
- 回答した4,800病院のうち、厚生労働省研究班が作成した「外国人患者受入れのための医療機関向けマニュアル¹⁾」を「知らなかった」と回答したのは2割であり、昨年(約4割)より減少した。
- その他、厚生労働省による外国人患者の受入れ事業に関しては、「希少言語に対応した遠隔通訳サービス事業」の認知度が最も高く、6割以上が「知っていた」と回答した。

医療機関向けマニュアル認知度
(前年比較)



その他の受入れ事業認知度
(2020年9月実績)



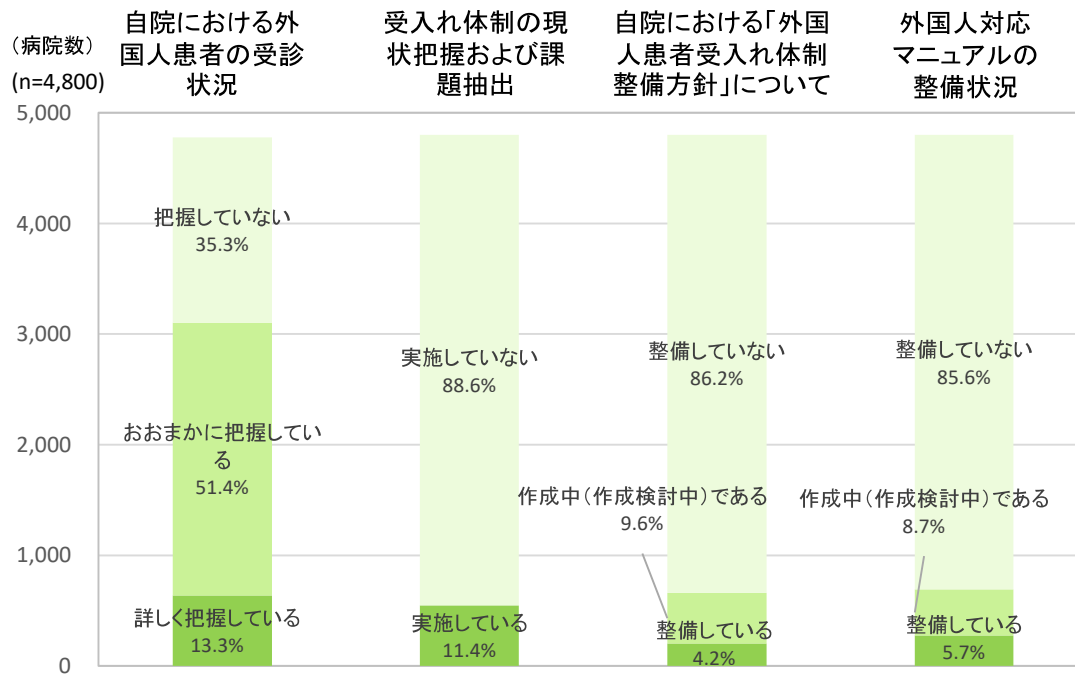
データ出典: 厚生労働省「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」(令和3年3月)

1: 平成30年度 厚生労働省 政策科学推進研究事業「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」

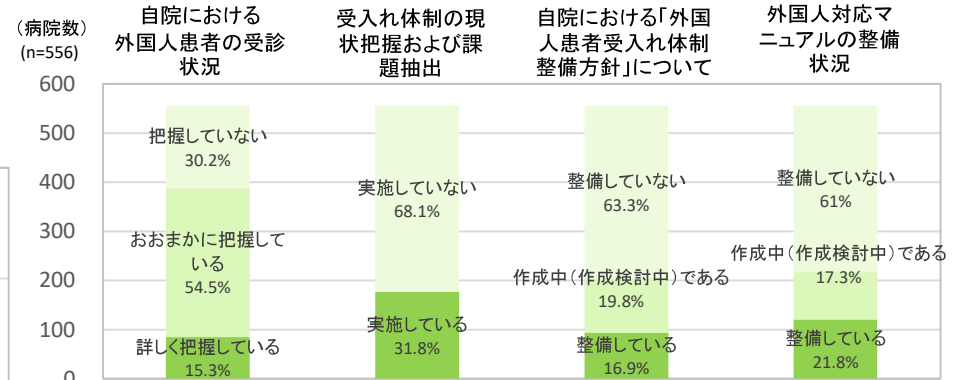
(3) 外国人患者に対する体制整備状況

- 自院における外国人患者の受診状況を把握していない病院が、4割(1,696病院)¹⁾あった。
- 受入れ体制の「現状把握および課題の抽出」をしていない病院は9割(4,253病院)¹⁾。自院の「外国人受入れ体制整備方針」を整備していない病院は9割(4,139病院)¹⁾であった。
- 体制整備状況を、病院機能別にみた場合、拠点的な医療機関でも、「現状把握および課題の抽出」等取組みについて、6割以上の医療機関が未実施。一方、JMIPもしくはJIH登録医療機関では、「現状把握および課題の抽出」、「受入れ体制整備方針」、「マニュアルの整備」を8割以上で実施していた。

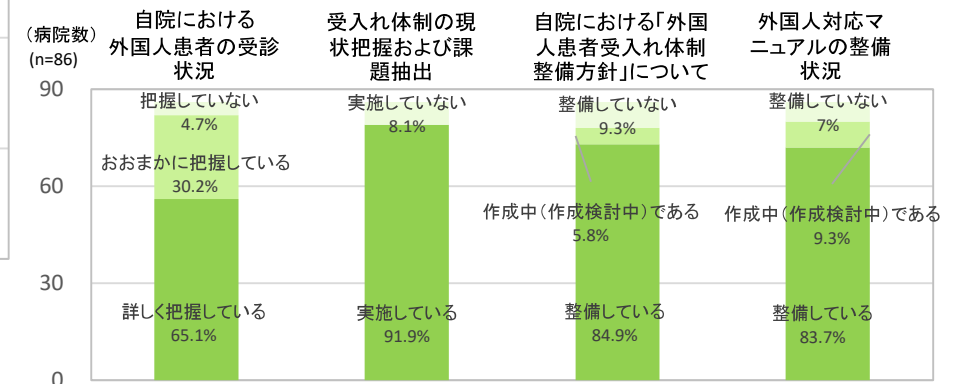
外国人患者に対応する体制整備状況(2020年9月実績)



拠点的な医療機関



JMIPもしくはJIH登録医療機関



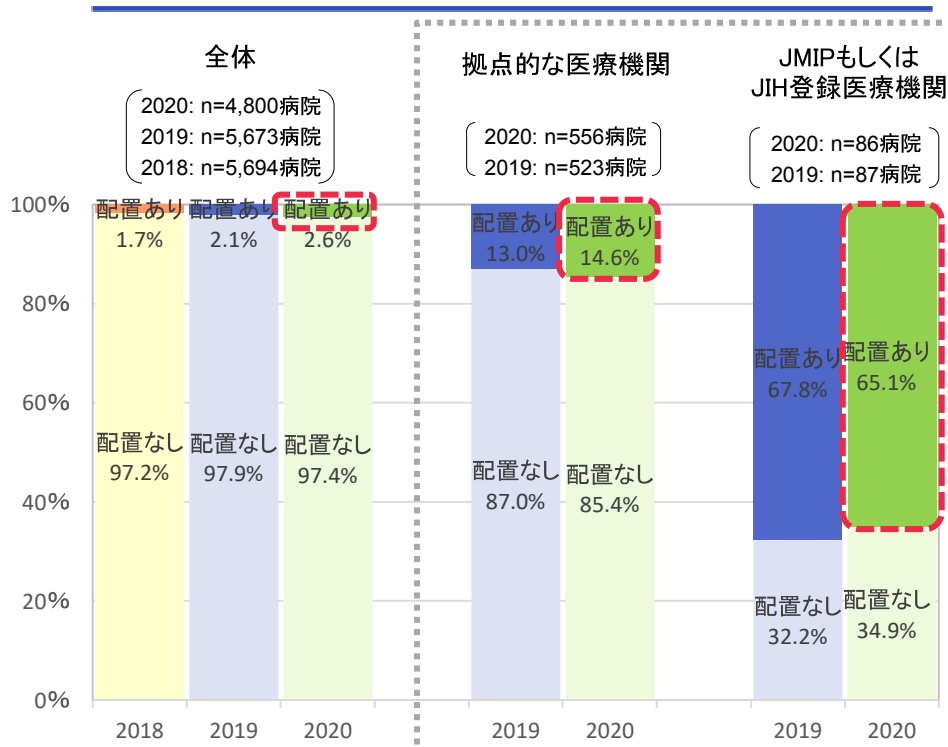
データ出典: 厚生労働省「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」(令和3年3月)

1: 外国人患者に対する体制状況について回答を得た医療機関4,800で除した。当該項目に回答のなかったものは、受診状況の把握をしていない、課題抽出をしていない、体制整備方針を整備していない、にそれぞれ分類した。

(4) 外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置実績

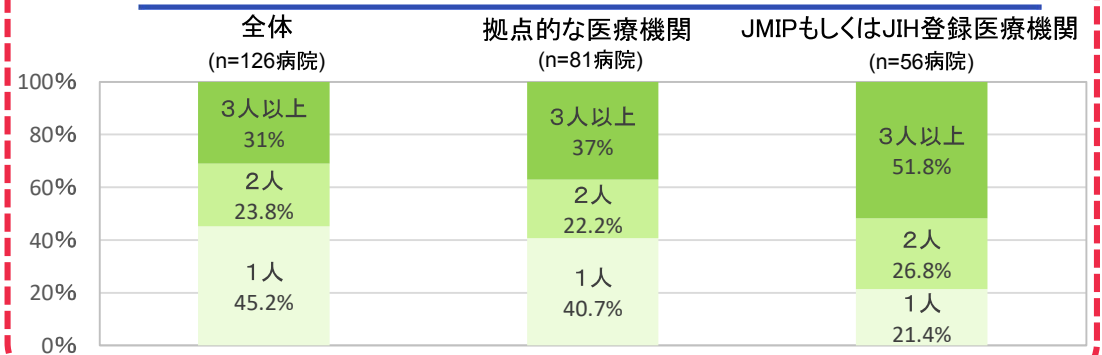
- **外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置**について、回答があった、全4,800病院のうち、配置していたのは126病院(1割未満)であり、昨年度と同様の割合であった。
- 拠点的な医療機関(556病院)のうち、**コーディネーターを配置していたのは81病院(約1割)**であった。
- コーディネーターの配置率は、拠点的な医療機関やJMIPもしくはJIH登録医療機関でより高かった。
- **外国人患者専門部署の設置率は、拠点的な医療機関では1割程度だが、JMIPもしくはJIH登録医療機関では7割以上**であった。

コーディネーター配置状況(経年比較)

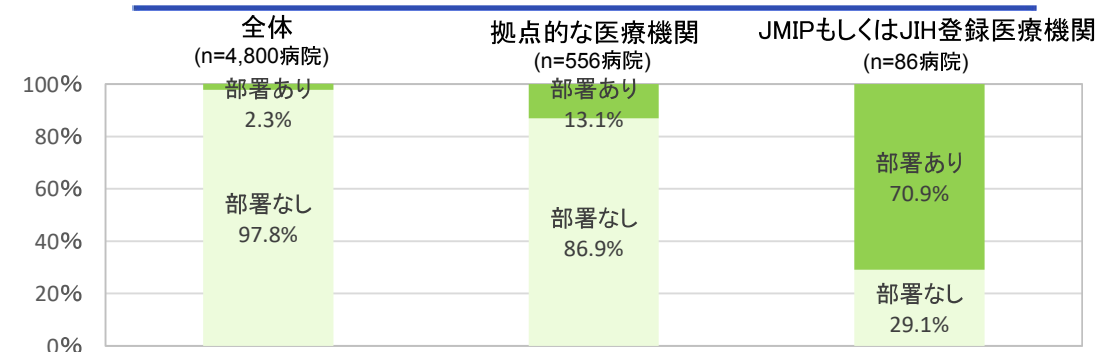


データ出典: 厚生労働省「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」(令和3年3月)

病院ごとのコーディネーター数(2020年9月実績)



外国人患者専門部署の有無病院(2020年9月実績)



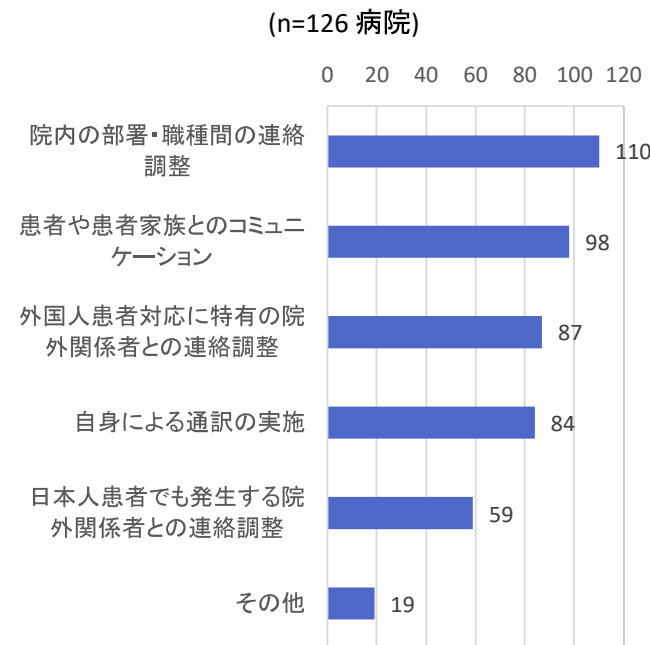
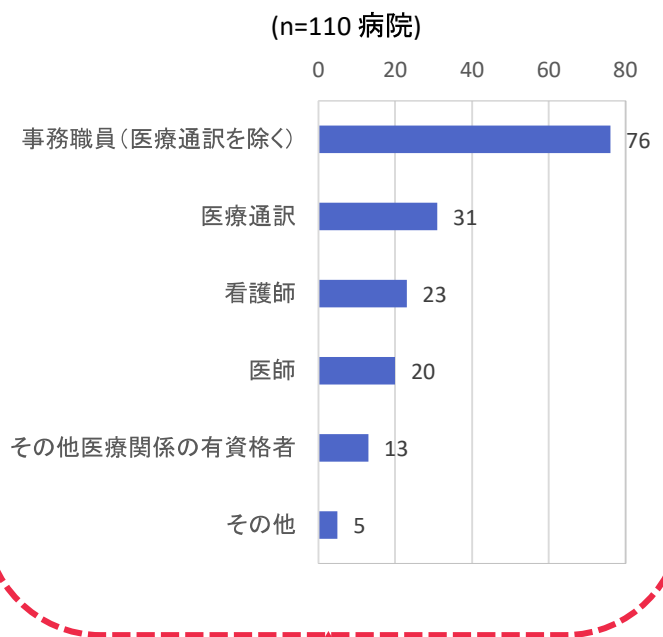
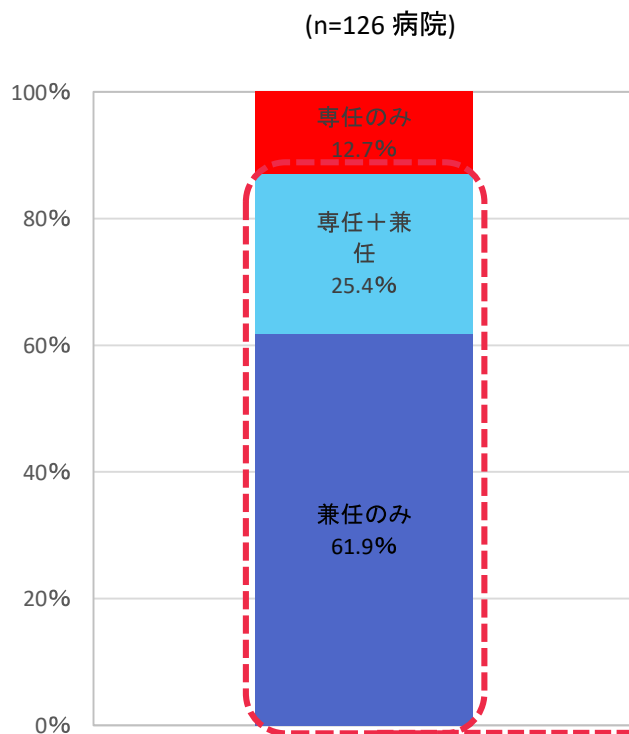
(5) 外国人患者受入れ医療コーディネーターの業務体制・役割

- 外国人患者受入れ医療コーディネーターを配置している病院の6割以上で、業務体制は兼任のみであったが、過去3回で専任者の配置がある割合は、31.6%→35.6%→38.1%と増加の傾向にあった¹⁾。
- 兼任者のうち最も多い職種は事務職員であった。
- コーディネーターの役割では、「院内の部署・職種間の連絡調整」が最多であった。
- 次いで「患者や患者家族とのコミュニケーション」が多かった。

コーディネーター業務実績
(2020年9月実績)

兼職者の内訳(2020年9月実績)

コーディネーターの役割



データ出典: 厚生労働省「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」(令和3年3月)
 1:過去のデータ出典: 厚生労働省 令和元年度「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11202.html)、平成30年度「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173230_00001.html)

(6) 多言語化(医療通訳・電話通訳・ビデオ通訳・自動翻訳デバイス等)の整備状況

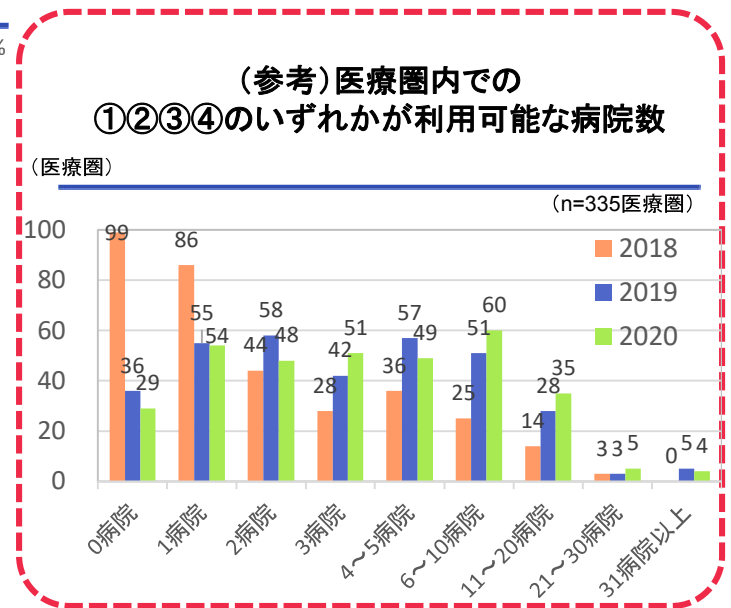
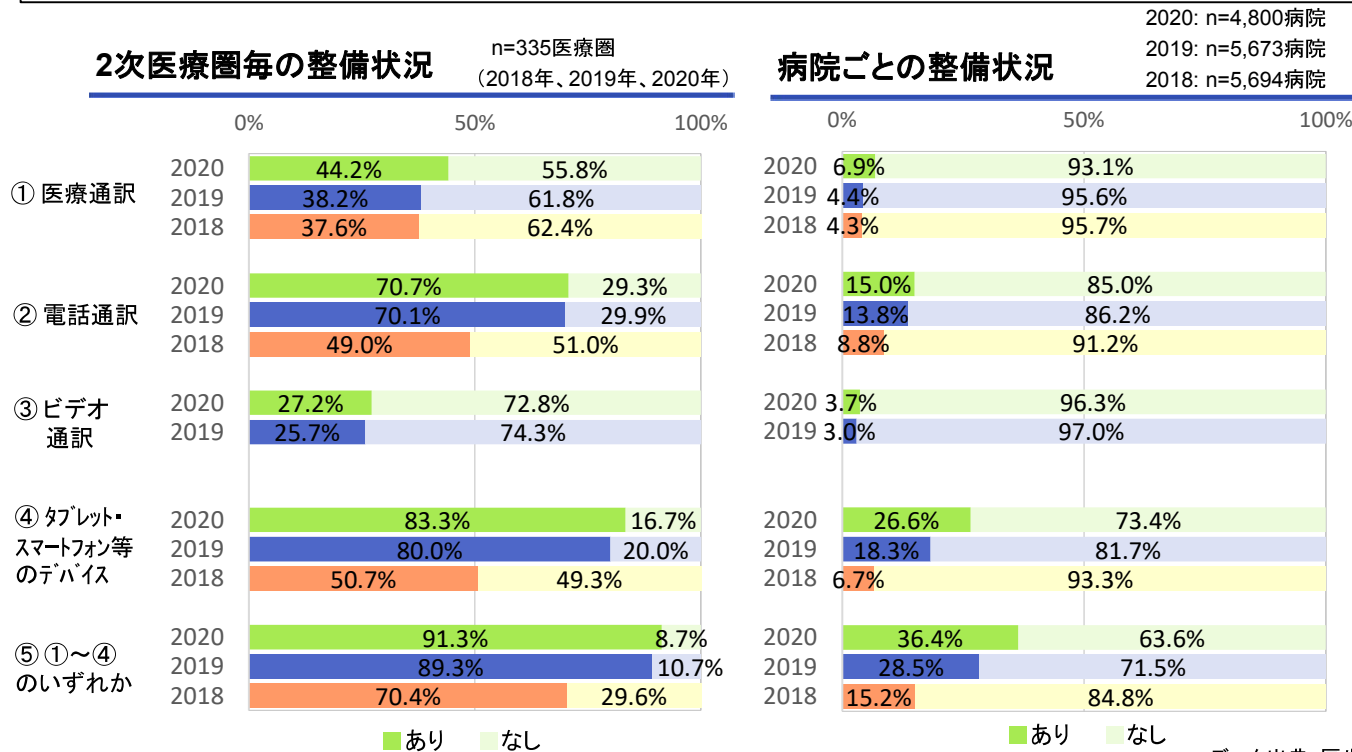
○ 2次医療圏ごとの多言語化率を昨年と比較すると、全体的に多言語化の整備が進んでいる傾向であった。

令和2年度、

- ①医療通訳者が配置された病院がある2次医療圏は 148医療圏(4割)
- ②電話通訳が利用可能な病院がある2次医療圏は 237医療圏(7割)
- ③ビデオ通訳が利用可能な病院がある2次医療圏は 91医療圏(3割)
- ④タブレット端末・スマートフォン端末等の利用可能な病院がある2次医療圏は 279医療圏(8割)
- ⑤_①②③④のいずれかが利用可能な病院がある2次医療圏は 306医療圏(9割)

であった。

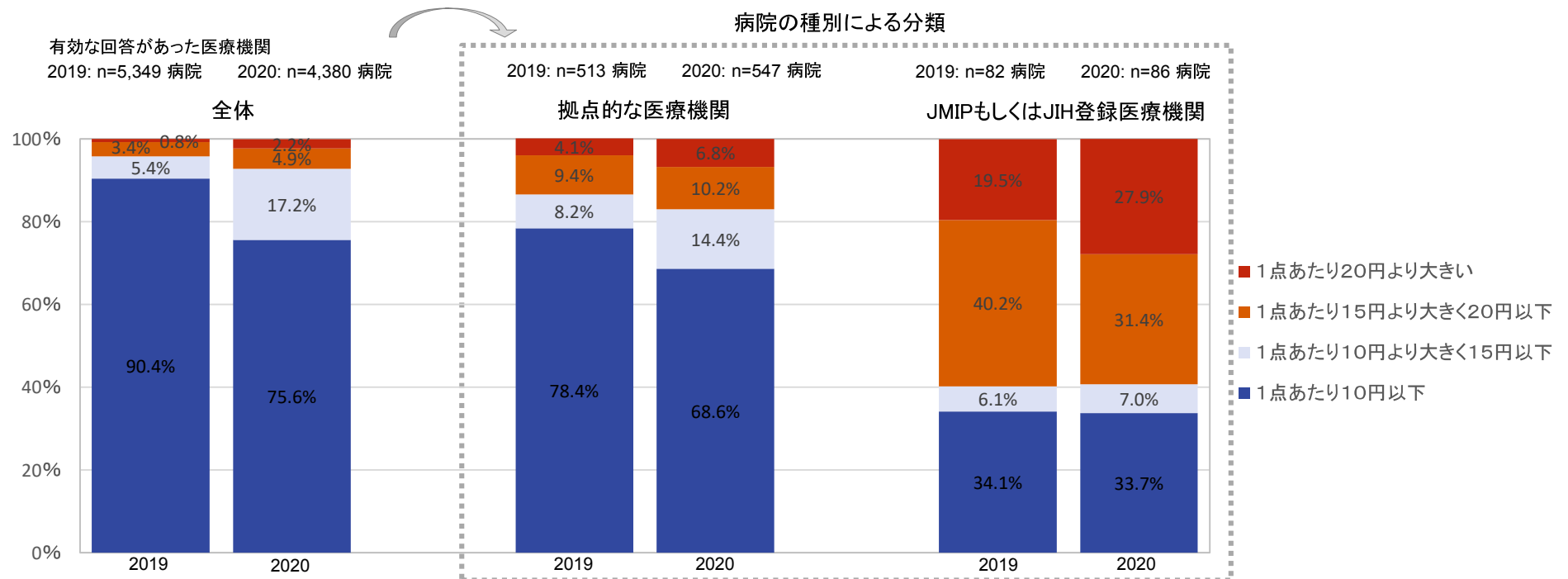
○回答数の違いはあるが”多言語化病院のない医療圏“はさらに減少していた(99→36 → 29医療圏)



(7)外国人患者に対する自由診療の診療価格

- 診療価格の決定方法について、引き続き、9割以上の病院¹⁾が、診療報酬点数表を活用した倍数計算(いわゆる1点=〇〇円として換算すること)を行っていた。
- 診療報酬点数表を活用していた回答(n=4,380)のうち、**約4分の1の病院が1点あたり10円を超える診療価格の設定**をしていた。2019年の約1割と比べ増加が見られた。
- 外国人患者の受入れが多い、JMIPもしくはJIH登録医療機関(n=86)²⁾に限ると、**7割近い病院が1点あたり10円を超えて請求**していた。
- **拠点的な医療機関では、全体より1点10円を超える価格設定をしている医療機関が多い**傾向にあった。

自由診療における診療価格(診療報酬点数「1点」あたりの請求額)の分布



データ出典: 厚生労働省「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」(令和3年3月)

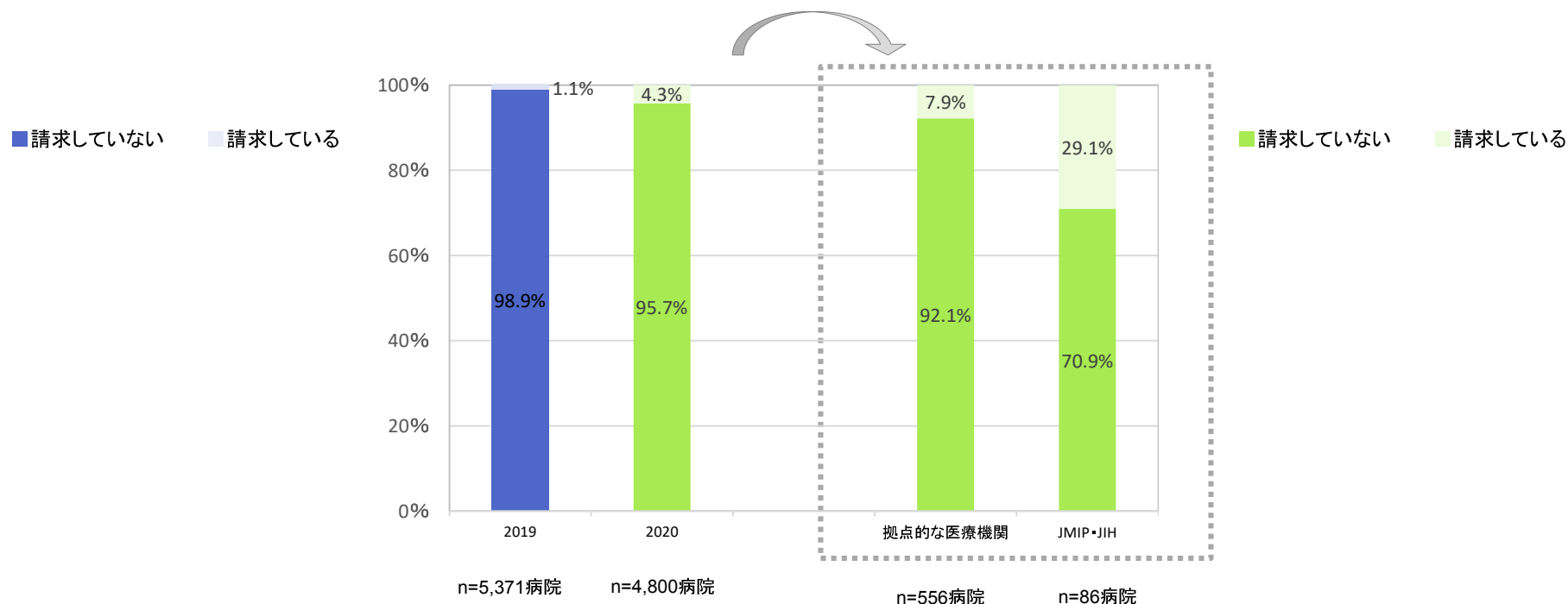
1: 診療報酬点数表を用いていない医療施設では、「病院独自の料金設定」を用いていた。

2: ①一財)日本医療教育財団 外国人患者受入医療機関認証制度 ②一社Medical Excellence JAPAN (MEJ) ジャパンインターナショナルホスピタルズ(JIH)のいずれかに登録されている病院。

(8) 医療通訳の費用

- 外国人診療において、診療費以外の追加的費用として、通訳料を請求している病院¹⁾の割合は、約4%であった。
- 通訳料を請求している病院¹⁾の割合は、JMIPもしくはJIH登録医療機関(n=86)²⁾に限ると3割、拠点的な医療機関(n=556)に限ると約8%であった。
- ※ なお、医療通訳の費用は、自由診療だけでなく、社会保険診療においても、医療機関は患者に請求可能である。

通訳料の請求の状況



データ出典: 厚生労働省「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」(令和3年3月)

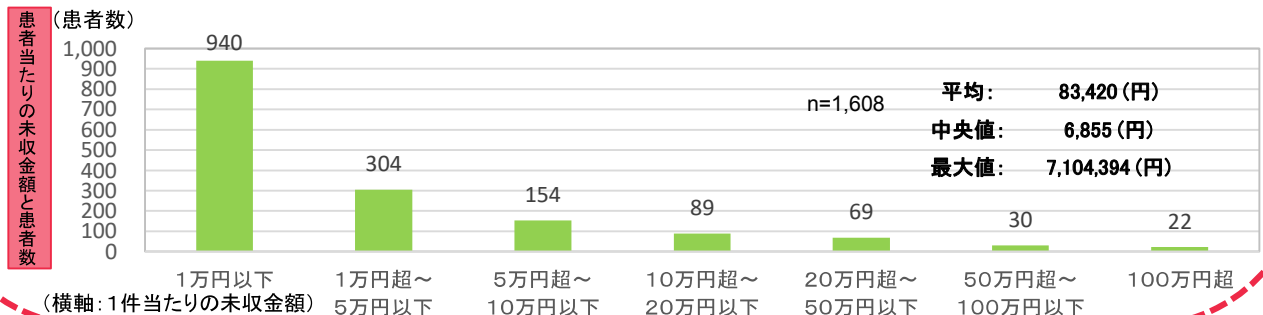
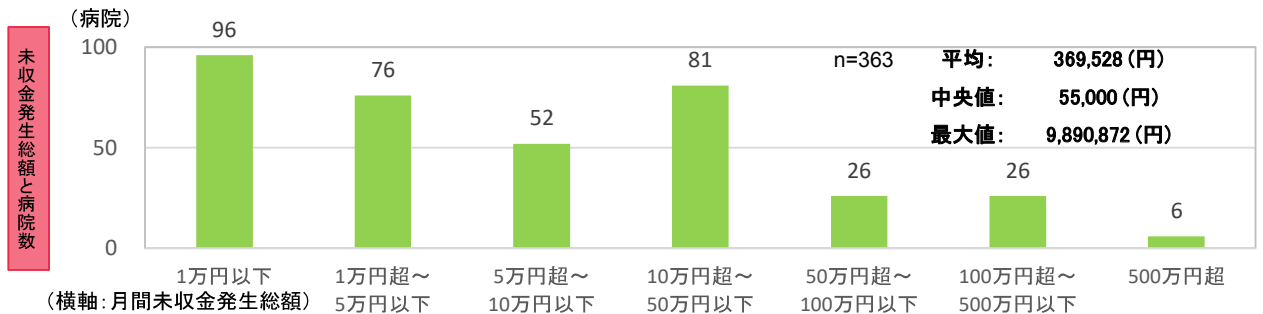
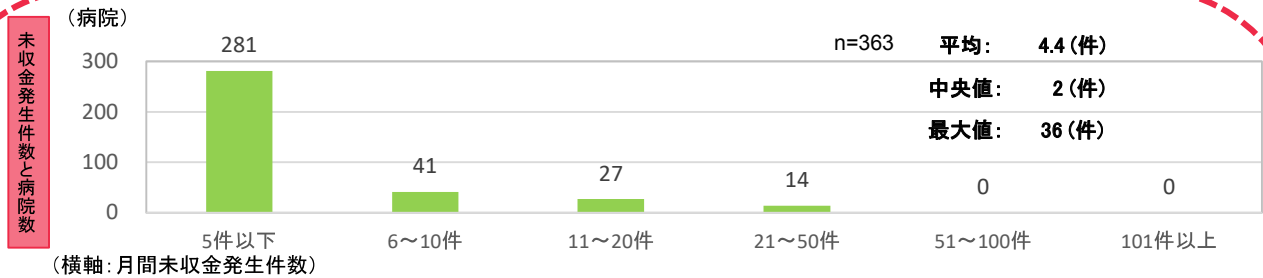
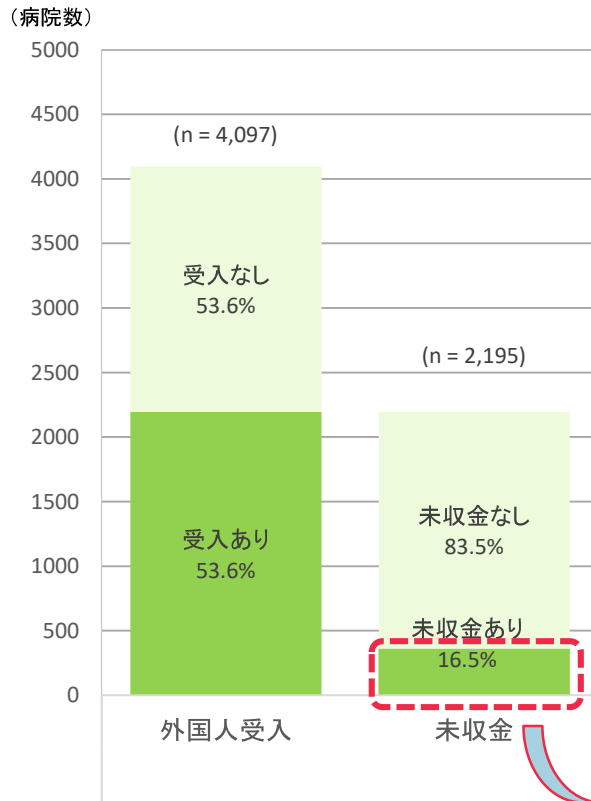
1: 通訳料について回答した4,800病院を分析対象とした。

2: ①一財)日本医療教育財団 外国人患者受入医療機関認証制度 ②一社Medical Excellence JAPAN (MEJ) ジャパンインターナショナルホスピタルズ(JIH)のいずれかに登録されている病院

(9) 未収金の発生状況

- 本調査において、未収とは請求日より1ヶ月たっても、診療費の一部又は全額が払われていないこととした。
- **2020年10月1日～31日に外国人患者¹⁾の受入れ実績のある2,195病院において、363病院(16.5%)が、外国人患者による未収金を経験していた²⁾。**
- 未収金があった病院のうち、病院あたりの未収金の**発生件数は平均4.4件、総額は平均37.0万円**であった。

未収金が発生した医療機関



データ出典: 厚生労働省「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」(令和3年3月)

1: 在留外国人・訪日外国人旅行者・医療目的に渡航する外国人患者の総数 2: 未収金を生じた患者の延べ数または未収金の合計金額を報告した病院を集計した。 ※ 未収金の定義を変更したため前年比較は行っていない